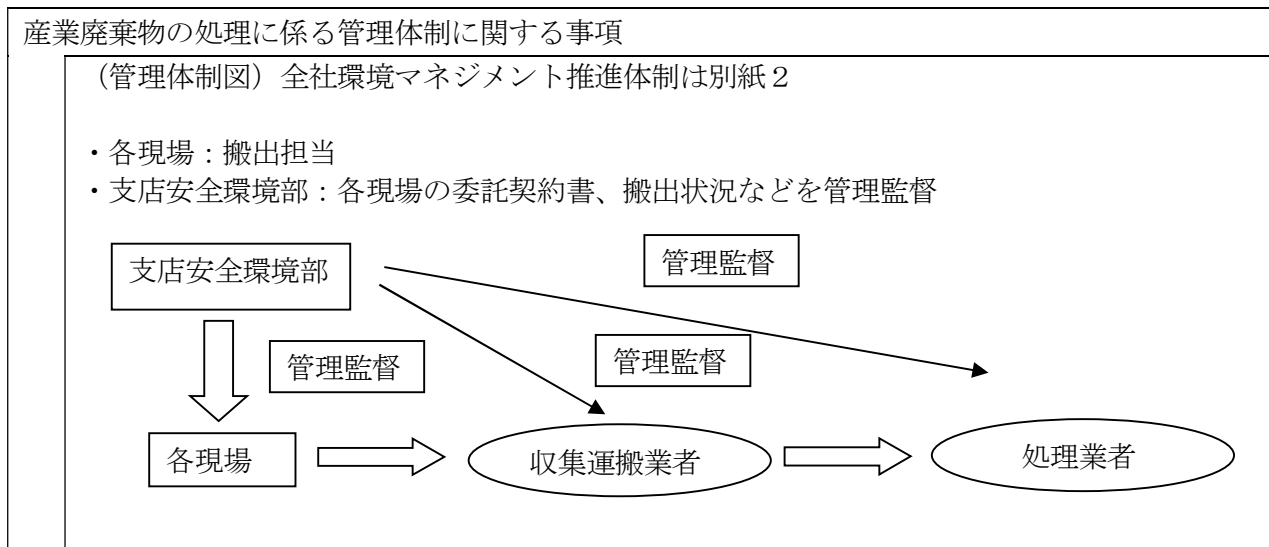


(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和5年 6月 20日	
石川県知事	殿
提出者 住 所 新潟県新潟市中央区万代1-3-4 氏 名 鹿島建設株式会社北陸支店 執行役員支店長 木村 淳二 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 025-243-3800	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島建設株式会社北陸支店
事業場の所在地	新潟県新潟市中央区万代1-3-4
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	D6 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 271億円
③ 従業員数	271名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	全体数量	
	排出量	2123 t	t
	汚泥298.0t、がれき類1092.5t、ガラ陶くず1.0t、廃プラスチック類10.6t、金属くず2.8t、紙屑0.7t、木くず15.4t、廃油0.1t、混合廃棄物21.6t (これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	全体数量	
	排出量	2123 t	t
	汚泥298.0t、がれき類1092.5t、ガラ陶くず1.0t、廃プラスチック類10.6t、金属くず2.8t、紙屑0.7t、木くず15.4t、廃油0.1t、混合廃棄物21.6t (今後実施する予定の取組) ・ 廃プラの分別促進		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ ゼロエミッション活動に準ずる
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ ゼロエミッション活動に準ずる ・ 社員教育

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	2123 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1472 t	t
	再生利用業者への処理委託量	1025 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 電子 manifests の積極的活用		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	2123 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1472 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1025 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェストの積極活用		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

5. 副産物の種類とリサイクル・処分方法一覧表

- ・再使用をまず検討し、次に再資源化、最後の手段として処分を考える。
- ・この表は主として新築工事から発生する副産物を対象としている。解体工事から発生する副産物については「11章 解体・リニューアル対策」参照のこと。

【凡例】 手続欄の「A」～「F」：「6. 副産物の分類と手続き一覧」参照

「※」：現場内でも取り組める手段

「R1」：資源有効利用促進法の指定副産物

「R2」：建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

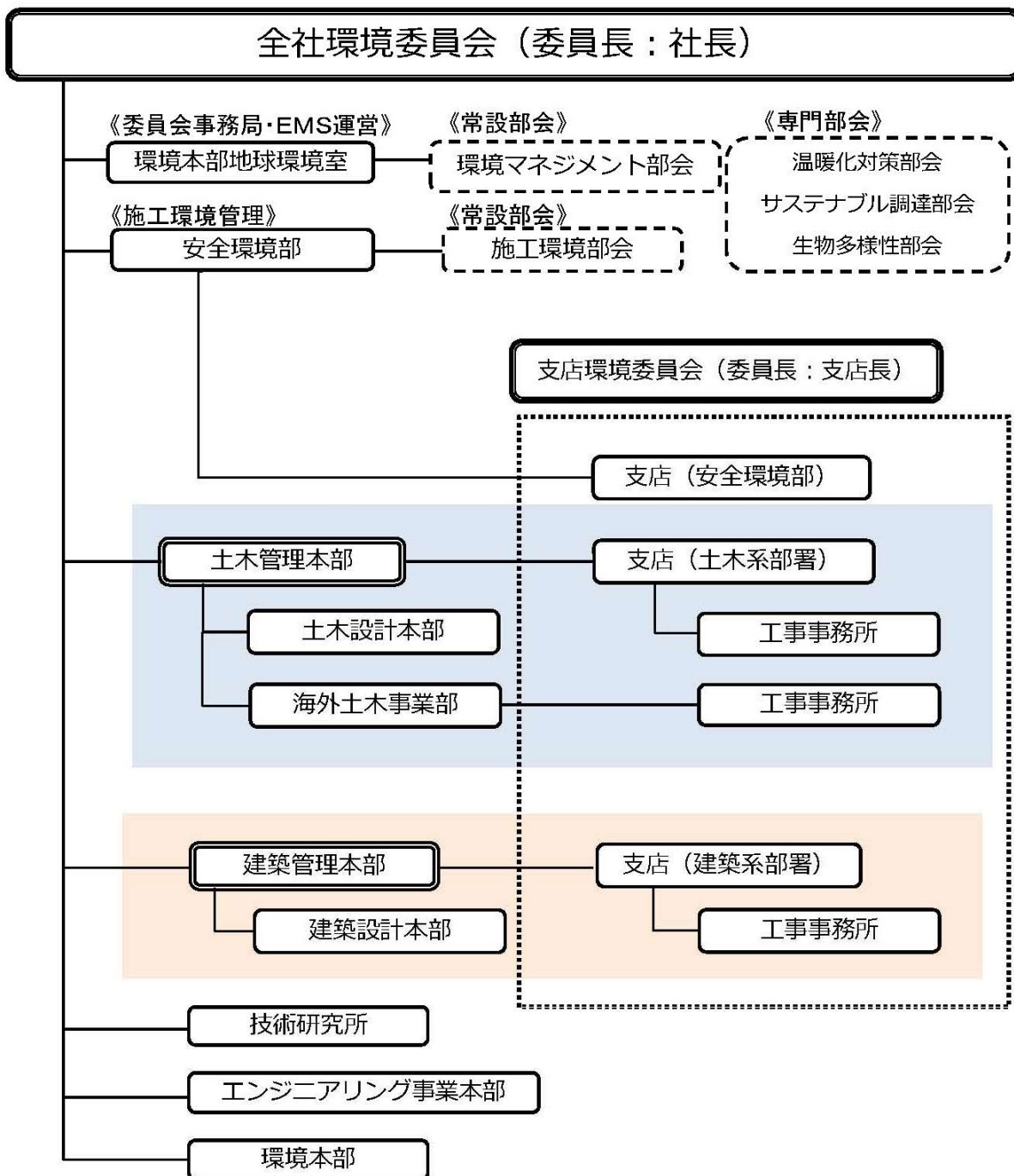
		計画優先順位						
		高			低			
区分	種類	内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	発生土 R1	砂・砂利 掘削土 地盤改良土	埋戻し土※ 造成材	E F	改質 ・造成材※			
	汚泥	杭・SMW 泥水 シールド汚泥 泥状の掘削土 粉末状セメント	埋戻し材※ (自ら利用)	F	再生 ・流動化土※ ・焼成砂 ・セメント原燃料	A E F	脱水 ・天日乾燥 ※	A
		ベントナイト泥水	ベントナイト泥水	E	・ベントナイト泥水			
	コンクリート がら R2	はつりがら・残コン 固化したセメント			破碎 ・再生砕石※	A E F		
	アスファルト・ コンクリート がら R2	アスファルト舗装の解体が ら CBくず	路上再生工法		破碎 ・再生アスコン※	A		
	木くず R2	型枠材	型枠再使用※ (転用)	D	破碎 ・製紙用チップ ・ボード用チップ ・燃料用チップ  ・たい肥用チップ※ ・マルチング用チップ※	A	焼却	A
		足場材・バタ角 解体木くず 梱包材 パーティクルボード				A F		
		伐採材、抜根材						
	金属くず (スクラップ)	鉄骨鉄筋くず 金属加工くず 金属型枠 ファスナー金物類 番線・LGS・パイプ ダクト雑材 スチールサッシ ダンパ・配管くず類  電線類			再生 ・電炉鋼	B		
					・再生銅	B		
	ガラスくず タイルくず	石膏ボード			再生 ・土壌改良材	A	破碎	A
		岩綿吸音板・ALC ロックウール保温材 グラスウール保温材			メーカーリサイクル	C		
		耐火被覆くず (ロックウール吹付)	再吹付け※	F			圧縮※1	A
ケイカル板くず れんが・石類				メーカーリサイクル				
	衛生陶器類、タイル			メーカーリサイクル	C	破碎	A	

高 ← 計画優先順位 → 低

区分	種類	具体的内容	再使用	手続	再資源化	手続	処分	手続
現場内発生副産物	廃プラスチック類	養生シート・梱包ビニール 養生残材 電線被覆くず 樹脂製梱包材（シート・バンド・袋類）			・RPF ・セメント原燃料 ・高炉還元材 ・ペレット化	A	破碎 圧縮 溶融	A
		発泡ウレタン			・軽量骨材 ・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融	A
		プレート類 タイルカーペット 長尺シート・Pタイル廃材			・セメント原燃料 ・高炉還元材	A	破碎 溶融	A
		塩ビ管			再生	B		
		塩ビ床シート			メーカーリサイクル	C	溶融※1 破碎	
		発泡スチロール 発泡ポリスチレン			再生 ・再生油 ・セメント原燃料	A		
	段ボール	梱包材	養生・梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	焼却	A
	紙くず	マスキングテープ類 紙カス・紙袋・梱包紙類 ボイド			・RPF ・セメント原燃料	A	焼却	A
	繊維くず	水系類 布テープ類 布クロス ウエス類			・セメント原燃料	A	焼却	A
	混合廃棄物	コンクリートがら～繊維くずの分別困難なもの					選別	A
廃油 有機溶剤	塗料・シンナー類 プライマー・防水材 配管切削油 油含みウエス 重機の潤滑油・軽油 接着剤・フスマル類			再生 ・再生油	A	焼却 油水分離	A	
事務所 詰所内発生副産物	金属くず (スクラップ)	飲料缶			再生 ・再生アルミ ・棒鋼・ブリキ	B		
	廃プラスチック類	ペットボトル			再生		圧縮 破碎	
		弁当ガラ						
	紙くず	不要書類・コピー類 梱包紙 新聞紙・雑誌類	裏面使用※		再生 ・コピー紙 ・トレットペーパー ・ティッシュペーパー	B	清掃工場にて 焼却	
	段ボール	梱包材	梱包材※		再生 ・再生段ボール	B	清掃工場にて 焼却	
その他ゴミ	生ゴミ 家具・備品類 タバコの吸いがら					清掃工場にて 焼却		



# 1.環境マネジメント推進体制図



(2019年4月)